

## 利用料金の減免について

春野総合運動公園の利用料金は県条例により、減額・免除する制度があります。

次のいずれかに該当する方（免除）

（アからオまでに該当する方がそれ以外の方とともに利用する場合にあつては、該当する者の人数が利用する者の人数の2分の1以上であるときに限る。）

ア身体障害者手帳を所持する方

イ療育手帳を所持する方

ウ精神障害者保健福祉手帳を所持する方

エ戦傷病者手帳を所持する方

オ被爆者健康手帳を所持する方

カ アからオまでに掲げる方を直接介護又は介助するために必要な方

その他に

県教育委員会が主催する大会や障害者団体が障害者の福祉増進を目的に開催する大会などは免除になる場合があります。

また、観光振興に寄与する職業スポーツ団体が利用する場合などは減額となる場合があります。

利用料金の減免を受けようとする方は、利用減免承認申請書と施設利用許可申請書の提出が必要となります。

上記以外に、水泳場を個人で利用する場合は65歳以上の県民の方は、長寿手帳を提示することにより利用料はいただいていません。

シャワー等の附属設備料金については、有料(水泳場のシャワーを除く)となります。

詳しい内容については、春野総合運動公園管理事務所までお問い合わせください。

TEL 088-841-3105